

●香川県監査委員公表第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年12月7日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
 同 鍋 嶋 明 人  
 同 綾 田 福 雄  
 同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 消印及び証紙収納簿への登記が遅れていたとして昨年度指導注意としていたが、改善されていなかった。（西讃土木事務所）</p> <p>(イ) 証紙を貼付した申請書に、月別の通し番号の記載がないとして昨年度指導注意としていたが、改善されていなかった。（西讃土木事務所）</p> <p>(ウ) 証紙の消印に誤って受付印を押していたが、訂正できていないものがあった。（中讃土木事務所）</p> <p>(エ) 特殊車両通行許可申請に伴う証紙の消印の時期について、証紙の保管によって事故が生じないように、改善するとともに、各事務所を指導する必要がある。（道路課）</p> <p>(オ) 証紙の貼付について、コピーした申請書に貼られていたり、所定の場所に貼られていなかった。また、申請書・証紙収納簿に月別の通し番号の記載がなかった。（道路課）</p> <p>(カ) 行政財産使用料は、使用許可</p>	<p>ア 収入事務について</p> <p>(ア) 指摘された特殊車両通行許可申請について、道路課の指導のもと、土木部内での取扱いを統一し、平成25年1月から申請日を消印の日付とすることとなった。</p> <p>(イ) 指摘後、証紙を貼付した申請書を確認し、月別の通し番号を記載した。</p> <p>(ウ) 受付印の押印の誤りについては、適正な方法で訂正を行った。また、今後押印の誤りを防止するため、受付印が明確に識別できるようにした。</p> <p>(エ) 証紙の保管によって事故が生じないように、平成25年1月から証紙の受領後は、速やかに消印するとともに、各事務所も同様の取扱いをするよう指導した。</p> <p>(オ) 指摘後、証紙は、申請書原本の所定の場所に貼り、申請書・証紙収納簿に月別の通し番号を記載した。</p> <p>(カ) 今後、同様の事例が発生した</p>

期間が翌年度以降にわたる場合は、翌会計年度の初日から起算して30日以内に徴収する必要がある。（下水道課）

イ 支出事務について

(ア) 県外出張の旅費計算に誤りがあったため、追給する必要がある。また、県内出張していたが、旅費が支給されていないものがあった。

（中讃土木事務所）

(イ) 超過勤務等命令簿について、修正液を使用して職名、氏名、勤務命令時間又は用務事項を訂正していたものがあった。また、超過勤務等命令簿の斜線抹消した部分を修正液で修正し、超過勤務命令対象者を追加していたものがあった。（建築課）

(ウ) 団体で購入したプリンターを県費で修繕していたが、団体で修繕する必要がある。（道路課）

(エ) 高速道路利用者の通勤手当について、勤務日でない日に支給されていたので、返納させる必要がある。（都市計画課）

(オ) 補助金の確定調査が終わったときは、補助事業調査調書を作成し、所属長の決裁を受けておく必要がある。（下水道課）

ウ 契約事務について

(ア) 道路改修工事に伴う契約変更について、変更事前協議書及び現場打合簿が作成されていなかった。（長尾土木事務所）

(イ) 空調、消防設備点検業務委託について、作業実施報告に点検結果の報告が漏れている項目があっ

場合には、30日以内に徴収することについて、徹底を図る。

イ 支出事務について

(ア) 県外分の追給並びに支給できていなかった県内分の支給を行った。

(イ) 超過勤務等命令簿をはじめ公文書の訂正や内容の追加等について、今後は、記載を正確に行うとともに、訂正する必要が生じた場合には二重線を引いて訂正、押印するなど適正な方法により行うよう課員に周知徹底を図った。

(ウ) 支出事務を行うに当たって、県費での支出根拠や目的が適正であるか十分留意し執行するよう徹底を図った。

(エ) 平成24年9月支給分において、返納手続を行った。

(オ) 補助事業調書を作成し、所属長の決裁を受けた。

ウ 契約事務について

(ア) 監督員の変更事前協議書及び現場打合簿の作成について、職員に周知徹底を図るとともに、請負業者が発議すべき現場打合簿についても、確実に作成するように請負業者への指導を徹底する。

(イ) 点検結果の報告が漏れている項目については、委託業者に再提出させるとともに、今後、委託業

た。(長尾土木事務所)

(ウ) 年間で比較すればこれまでの単年度契約の委託額と同じ額で5か年間の警備委託業務を一般競争入札により締結していたが、長期継続契約は限定的な措置にもかかわらず、委託額の低減化などについて、十分検討せずに予定価格を設定して委託を行っていた。(西讃土木事務所)

(エ) 清掃業務委託について、契約書で定められた回数どおりの清掃を行っていないものがあるとともに、業者から提出された成果報告書の内容に鉛筆書きされたものがあった。(中讃土木事務所)

(オ) 委託料の支出について、履行確認が十分に行われぬまま支払っているものがあった。(中讃土木事務所)

#### エ 物品管理について

(ア) 郵便切手類受払簿、番町地下駐車場回数券受払簿について、繰越額の記載や、物品出納命令者印、出納員印のないものがあった。(西讃土木事務所)

(イ) 帳簿に記載されていない金券類が見つかった。(中讃土木事務所)

(ウ) 帳簿に記載されていない現金や金券類が見つかった。(土木監理課)

者から提出された報告内容の確認を徹底する。

(ウ) 長期継続契約については、次回契約時に、委託額の低減化が図れるかどうか業務内容及び契約期間の検討を行う。

(エ) 成果報告書の適正な記載方法について業者を指導し、訂正させた。また、成果報告書の内容が、仕様書に記載された契約内容に合致しているかどうかの確認について、今後は徹底を図る。

(オ) 委託先から提出のあった完了報告書中、事業年度の誤記について委託先に訂正させた。  
今後は、完了報告の履行確認について厳正に対処する。

#### エ 物品管理について

(ア) 郵便切手類受払簿及び番町地下駐車場回数券受払簿の記載等について、確認し改善した。  
今後は、適正な管理の徹底を図る。

(イ) 発見された用途不明の金券類については、総務事務集中課及び会計課に保管換えを行った。  
こうした事態はあってはならないことであり、改めて、金券類を適正に管理するよう、周知徹底を図った。

(ウ) 発見された用途不明の現金や金券類については、総務事務集中課及び会計課に保管換えなどを行った。  
こうした事態はあってはならな

	<p>(エ) 指定管理者に貸付けられている重要物品について、重要物品票に貸付の記載がなされていなかった。(都市計画課)</p> <p>(オ) 指定管理者への貸付物品について、払出にかかる備品出納通知書が作成されていないものなどがあった。(都市計画課)</p> <p>(カ) ETCカードを使用したにもかかわらず所属長の使用承認を得ていないものや使用年月日の未記載があるなど、使用者への指導や管理が十分に行われていなかった。(住宅課)</p> <p>(キ) 借入物品について、借入品出納保管簿が作成されていなかった。(港湾課)</p> <p>オ 任意団体について  県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施することとされているが、自主検査ができていない団体があった。(高松港管理事務所、土木監理課、港湾課)</p>	<p>いことであり、改めて、現金及び金券類を適正に管理するよう、周知徹底を図った。</p> <p>(エ) 指定管理者へ貸付している重要物品について、重要物品票に記載した。</p> <p>(オ) 指定管理者への貸付物品の払出にかかる備品出納通知書を作成し、関係帳票の整備をした。</p> <p>(カ) ETCカード使用管理簿の不備については、訂正した。  今後は、ETCカードの使用管理規定を遵守し、適切に使用するよう指導を徹底する。</p> <p>(キ) 直ちに借入品出納保管簿を作成した。</p> <p>オ 任意団体について  平成24年9月27日に自主検査を実施した。  今後は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施する。(高松港管理事務所)  平成24年9月19日に自主検査を実施した。  今後は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施する。(土木監理課)  平成24年8月2日に自主検査を実施した。  今後は、所属長が年2回以上、無通告で自主検査を実施する。(港湾課)</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、引き続き計画的な処分の推進に努める必要がある。(道路課、河川砂防</p>	<p>廃道敷及び廃川敷の適正な管理に努めるとともに、地元市町や関係者との協議を積極的に進めることにより、売却処分等の推進を図る。</p>

	課)	
--	----	--